

一般教育訓練給付制度

当校では、一般教育訓練給付制度の対象となる厚生労働大臣指定講座を運営しております。
なお、指定講座の種類と料金等に関しては、下記の「一般教育訓練指定講座一覧」をご覧ください。

一般教育訓練給付制度とは

- 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、**雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的**とする雇用保険の給付制度です。
- 一定の条件を満たす者**が、厚生労働大臣指定の**教育訓練を受講して修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費(※1)の20%に相当する額(最大10万円)がハローワークより支給されます**。ただし、支給額が4千円を超えない場合は、教育訓練給付金は支給されません。

※1 教育訓練経費とは、入校金・適性診断料金・学科実技教習及び技能教習料金・教材費の合計額であり、**各検定料金・諸費用・仮免交付手数料・技能補習料金は含まれません**。

一定の条件を満たす者とは

1. 在職中の方

雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上(※2)ある方

2. 離職中の方

雇用保険の一般被保険者でない方のうち、離職して1年以内であり、支給要件期間が3年以上(※2)ある方

※2 初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は、支給要件期間が1年以上あれば可。

(注) 過去に教育訓練給付の支給を受けたことがある方は、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上にならないと新たな資格を得ることができません。

一般教育訓練給付制度をご利用する際は

- 各講座とも随時お申し込みをお受付いたします。
- お申し込みの際に、一般教育訓練給付制度を利用希望の旨を当校職員にお伝えください。
- 教習料金は前払いとなります。詳しいお支払い方法は、ご相談ください。

受講上の注意

- 下記の「一般教育訓練指定講座」の支給額は概算です。
対象の教育訓練経費のうち、金額の一部に免除がある場合、表記の通りの支給額にはなりません。

手続きの流れ

1. 受給資格の確認

お住まいの地域を管轄するハローワークに「一般教育訓練給付金支給要件照会票」を提出して、「一般教育訓練給付金支給要件回答書」を受領し受給資格の有無を確認して下さい。ただし受給資格の確認後に離職等によって資格に変動がある場合、照会結果の内容の通りにならない場合があります。

◀受給資格の確認時に必要なもの▶本人確認書類（運転免許証など）、印鑑

2. 入校手続き

「一般教育訓練給付金支給要件回答書」を当校にお持ちください。

(※教習料金のお支払いは、入校日当日までをお願いします。)

3. 講座修了時

卒業時に以下の書類を受け取ります。

「教育訓練修了証明書」「専用の領収書」「一般教育訓練給付金支給申請書」

4. 給付金支給申請

受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内にお住まいの地域を管轄するハローワークへ申請して下さい。

(注) 期間を過ぎると申請できません。(注) 代理申請は原則として認められません。

◀給付金支給申請時に必要なもの▶

卒業時に受け取った書類、本人確認書類（運転免許証など）、振込先を確認できる通帳またはキャッシュカード、印鑑

5. 給付金の支給

申請した受講者ご本人様名義の口座に振り込まれます。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/kyouiku/>

一般教育訓練指定口座一覧

平成 29 年 10 月 1 日～ (単位: 円)

	講座番号	講座名称	現有免許	基本料金		教育訓練対象 経費 (税込)	支給予定額
				上段: 税抜	下段: 税込		(経費×20%≤10万)
1	15149 172001-3	中型車 (中型 8tMT 限定解除)	中型 8tMT	87,200	94,176	78,840	15,768
2	15149 172002-6	中型車 (準中型 5tMT 所持者)	準中型 5tMT	153,000	165,016	136,080	27,216
3	15149 172003-9	準中型車 (準中型 5tMT 限定解除)	準中型 5tMT	60,200	65,016	51,840	10,368